

## 地域交流室さくら使用規約

### (目的)

第1条 この規約は、川西市地域交流室さくら管理運営要綱(以下、「運営要綱」という。)に基づき、地域交流室さくら(以下「交流室」という。)が地域福祉の向上発展と市民交流の場として公正に使用されることを目的とする。

### (交流室管理者)

第2条 運営要綱第3条に基づく交流室管理者を「桜小地区福祉委員会」とし、川西市と公有財産貸付契約書を締結し、交流室の管理を依頼するものとする。

### (使用できる曜日・時間)

第3条 交流室を使用できる曜日は、原則として休日、祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日とする。使用できる時間帯は、原則として午前9時から午後9時までの間とする。その区分は、午前の部/午前9時から正午まで、午後の部/午後1時から午後5時まで、夜間の部/午後6時から午後9時までとし、区分の時間内であれば使用時間を短縮して使用を終えることができるものとする。

ただし、各区分の間に存する1時間の使用については、交流室管理者に相談のうえ承認を受けた場合に使用できるものとする。

### (使用者が負担する費用)

第4条 交流室の使用料は無料とする。光熱水費は、利用時間に応じた実費相当額を利用者から徴収することとする。当月の使用実績を確認し翌月に精算のうえ、請求額計算書と納付書を郵送し、2週間以内に納付することとする。ただし、「施設使用料減免の見直しに係る取扱基準」に基づき、減免の適用対象となる団体については、光熱水費の実費相当額の支払いは無料とする。

### (使用団体の登録)

第5条 交流室を使用しようとする者は、運営要綱第1条の目的にそった活動内容であり、川西市福祉部地域福祉課(以下、「地域福祉課」という。)へ、別紙「使用団体登録申請書」に会則と会員名簿を添えて提出し審査を経て、使用できる団体としての登録を必要とする。なお、使用責任者は市内に住民登録をしており、運営要綱第2条の使用禁止事項に抵触すると考えられる活動団体は登録承認できないこととする。

### (使用手続き)

第6条 登録団体が使用できる回数は月2回までとする。交流室の使用申込や入退室などの詳細については、別に細則を定め登録団体責任者に遵守するよう説明することとする。

### (使用者の義務)

第7条 使用責任者は、使用中における火元取締、交流室の施設の全責任を負うものとし、緊急の事故発生の際には直ちに地域福祉課と交流室管理者に報告するとともに、適切な措置をとるものとする。

敷地内は禁煙とする。火災予防に特に注意すること。

交流室の建物、設備、備品など共同のものを大切に取り扱い紛失、損傷のないよう注意すること。

悪臭、騒音等を発して、複合施設である保育園分園や病後児保育施設ならびに近隣住民に迷惑をかけないこと。

交流室の専用駐車場は無いため、近隣の民間有料駐車場を利用すること。

交流室の専用駐輪場は無いため、近隣に不法駐輪をしないこと。

使用後は必ず火の始末、戸締まり、清掃などを行うこと。

電気、水道の使用は無駄のないようにすること。

交流室の使用で発生したゴミは、使用者の責任で必ず持ち帰ること。

(使用団体の登録更新)

第8条 使用団体の登録更新は年度ごとに行う。地域福祉課から登録団体代表者に、登録更新の意思ならびに変更項目の有無を確認する。更新された団体の情報は、地域福祉課から交流室管理者へ連絡する。

(使用団体の登録抹消)

第9条 登録団体は次の各号に該当する行為があった場合は、その登録を抹消する。

運営要綱第2条の使用禁止行為に該当する使用が判明した場合

交流室の使用により、支払うべき光熱水費を3ヵ月以上滞納した場合

飲酒を伴う宴会等の使用により公序良俗に反する使用が判明した場合

(緊急使用)

第10条 登録団体以外の緊急使用の申込みは地域福祉課で受付け、交流室管理者に使用可能な状況が確認したうえで、使用許可を判断する。

(賠償責任)

第11条 交流室の利用者が、その責に帰すべき事由により建物、設備及び備品などを損傷または紛失したときは、地域福祉課と交流室管理者へ遅滞なく連絡し、使用責任者において速やかに原形に復するか、その費用を弁償するものとする。

(鍵の保管責任)

第12条 鍵の保管責任者は地域福祉課長とし、副責任者を桜小地区福祉委員会の委員長とする。

(その他)

第13条 この使用規約の施行に関し必要な追加事項は、その都度、地域福祉課と交流室管理者で協議の上定める。

(付 則)

この規約は、平成26年3月14日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(付 則)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。